



5 畜産第 1926 号  
令和 5 年 11 月 30 日

地方農政局生産部長  
北海道農政事務所生産経営産業部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

(農林水産省※1) 畜産局畜産振興課長

### 養蜂振興法の適切な運用について

養ほう振興法の一部を改正する法律(平成24年法律第45号)が平成25年1月1日に施行されてから、10年が経過しました。

今般、養蜂振興法の施行について(平成24年11月1日付け24生畜第1518号農林水産省生産局長通知。以下「局長通知」という。)の一部が改正されたことを踏まえ、各都道府県において、養蜂の振興を図るため、養蜂振興法(昭和30年法第180号。以下「法」という。)に基づき、下記の点に留意しつつ、引き続き適切な法運用に努められたく、貴職から貴局(※2)管内の都道府県に対し周知願います。

なお、本通知の発出に伴い、養蜂振興法の適切な運用について(平成29年8月24日付け29生畜第581号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)は廃止します。

### 記

#### 1 届出等の周知徹底

(1) 平成24年の法改正当時、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図る目的から、法第3条第1項の規定に基づき届出が必要な者が養蜂業者のみならず、花粉交配用蜜蜂販売業者等を含む、蜜蜂を飼育する者に拡大された。また、当該届出内容に変更が生じた場合には、同条第3項の規定に基づき届出が必要である。このことは、各都道府県から養蜂関係者に既に周知されてきたところではあるが、特に新たに蜜蜂の飼育を行う者等において届出等の手続に遺漏がないよう、改めて周知されたい。

なお、当該届出は、飼育する全ての蜂群数を記載する必要があり、蜂蜜等生産用のみならず、花粉交配用蜜蜂の蜂群数も漏れなく記載させるよう留意すること。

(2) 届出に記載された個人情報、法の目的の範囲内において利用することが可能であることから、改正局長通知の別記様式第1号の「蜜蜂飼育届・飼育変更届」を参考に、届出を提出した者から個人情報の利用について予め同意を得ること。

(3) 届出を行った後であっても、地域の蜜源に対して蜂群数が著しく過剰になる場合には、蜂群配置の適正の確保のため蜂群配置調整が必要となる。このため、改正局長通知の別記様式第1号の「蜜蜂飼育届・飼育変更届」を参考に、届出を提出した者に、蜜蜂を飼育するに当たり蜂群配置調整等が行われることを認識させ

られたい。

また、各都道府県において、蜂群配置調整の必要性等について、届出提出時に説明するとともに、HP で周知すること等により理解醸成に努められたい。

- (4) 飼育場所を変更した場合には変更の届出をする必要があるが、農薬被害の回避を目的とした一時的な飼育場所の変更にあつては、蜂群調整等に影響を及ぼさないものもあると考えられる。このような場合に関しては、関係者で予め話し合い、農薬被害の回避を目的とした一時的な飼育場所の変更（農薬散布期間のみ避難場所に巣箱を移動する場合）として、変更の届出を求めないとするなど、配慮されたい。

## 2 蜜源植物の保護増殖

蜜源植物の保護増殖については、法第6条第1項及び局長通知の8等を勘案の上、引き続き蜜源植物の保護増殖の推進に努められたい。あわせて、農林水産省が実施する事業等の積極的な活用も検討されたい。

## 3 蜂群配置の適正の確保

蜂群配置の適正の確保については、地域の蜂群数や、蜜源の状況等各地域の状況に応じて関係者が話し合い、各都道府県が関与し公正に調整・決定することが重要である。

改正局長通知により、法第8条第1項の規定に基づく都道府県による蜂群配置調整を行うに当たって、法第1条で規定されている法の目的「蜜蜂による生産物の増産」及び「農作物等の花粉受精の効率化」に沿った、花粉交配用の蜜蜂の安定供給、国民への甘味資源の提供、蜜源植物の保護増殖に関する取組等の養蜂の社会的意義を勘案すべき旨が明確にされた。また、法第3条第1項に規定する養蜂業者以外の者であつて、相当数の蜂群を飼養しているものは、養蜂業者に含めることとし、養蜂業者の範囲が拡大された。引き続き、養蜂業者間における蜂群配置の適正の確保に向け、円滑かつ適切な調整の実施に努められたい。その際、都道府県は、法第8条第1項に規定する「その他必要な措置」として、蜂群配置調整に応じない者に対し、協議に応じることを強く促すことができる旨、御承知おきいただきたい。

## 4 新規に蜜蜂の飼育を行う者への技術的な指導等

蜜蜂の飼育は、近隣住民に対し、蜜蜂による刺傷や糞害等のトラブルを発生させる可能性があり、責任が伴うものである。このため、飼育届を受理する都道府県においては、新規に蜜蜂の飼育を行う者から届出があつた場合は、養蜂を始めるに当たっての責任について十分説明し、地域の実情に詳しい者が行う講習会の受講や既に蜜蜂の飼育を行っている者から助言を受けること等を奨励するとともに、それらを可能とする体制の確保に努められたい。

## 5 厳正かつ的確な法執行

法に基づく届出、転飼許可等の違反事例に対しては、その態様を十分検討の上、適切な指導や、指導しても改善されない悪質な場合等には罰則の適用等、適切に対処されたい。

また、都道府県は、本法への違反が疑わしく、必要があると認める場合は、法第

9条第1項の規定に基づく立入検査等を積極的に実施ありたい。

さらに、都道府県の状況に応じ、法令の目的に反しない範囲内において、条例を制定することができる。

#### 附 則

この通知による改正の前の養蜂振興法の適切な運用について（平成29年8月24日付け29生畜第581号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）については、なお従前の例による。

#### （施行注意）

※1 内閣府沖縄総合事務局宛は「農林水産省」と記載する。

※2 北海道農政事務所宛は「貴農政事務所」と記載する。